（法第百七条第六項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の二　法第百七条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該許可に係る施設の名称及び開設の場所

二　当該許可に係る開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　開設の予定年月日

四　入所者の予定数

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条の二の二　介護医療院の開設者は、第百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第二項ただし書に規定するときを除く。）に係る部分を除く。）、第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該介護医療院の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。　（新設）

2　介護医療院の開設者は、休止した当該介護医療院を再開したときは、再開した年月日を当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3　介護医療院の開設者は、当該介護医療院を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　廃止し、又は休止しようとする年月日

二　廃止し、又は休止しようとする理由

三　現に介護医療院サービスを受けている者に対する措置

四　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

（法第百十四条の七の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の二の三　法第百十四条の七の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。　（新設）

一　当該介護医療院の開設者の名称又は氏名

二　当該介護医療院の名称及び所在地

三　許可をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は許可を取り消した場合にあっては、その年月日

四　許可の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

五　サービスの種類

（エックス線装置等を設置する場合の届出）

第百四十条の二の四　法第百十四条の八において準用する医療法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条第十号及び第十二号の規定を、法第百十四条の八において準用する医療法第十五条第三項の厚生労働省令の定めるところについては、医療法施行規則第二十四条の二を準用する。　（新設）